

# 考慮対象事項について

[ 風力発電施設 ]

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
考慮対象事項	に生関物すの多様性 の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<p>@収集すべき情報は、①予定地やその周辺の生息生物情報 と ②考慮すべき区域であろうと思われる。</p> <p>下記では混在しているため、両者を分けて記載した方がわかりやすいと思います。また、基礎調査の報告書などは、収集方法になるのでは？</p> <p>a) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区 b) 道指定鳥獣保護区の特別保護地区以外の地区 c) 緑の回廊 d) 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ（風力発電に限る） e) 保護水面・資源保護水面 f) 自然環境保全基礎調査（動物）？文献？ g) IBA ⇒除外すべき</p>	<p>a) 環境省HP b) 北海道HP c) 林野庁HP d) 環境省HP e) 水産庁HP / 北海道HP f) 環境省HP g) 野鳥の会HP h) 野鳥の会HP i) 環境省HP / 北海道HP j) 環境省HP / 北海道HP a～j) 文献その他資料、地域の博物館等の紀要、野鳥の会支部報・ウェブサイト / 野鳥の会支部等地域の有識者、大学や研究機関の科学的</p>	<p>●希少鳥類の生息地や海鳥等の集団繁殖地が含まれる、IBA, マリンIBA, KBA, 鳥類の主要な渡り経路や海鳥コロニー周辺（除外範囲は専門家に確認）において、風力事業は促進事業として不適。除外とすべき</p> <p>●風力発電における鳥類のセンシティブティマップにおけるレベル3は原則除外、もしくは確実な生息地情報を得た上で、専門家に確認して影響のある範囲を除外</p> <p>●環境省種の保存法および国内希少野生動植物種に指定された鳥類およびレッドリスト絶滅危惧IB類, IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種および風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして、明記すべき。</p> <p>例1) オジロワシ（留鳥）繁殖地：風車の規格、施設の規模によらず（文献1～4） * 営巣木（代替巣含む）から半径1km以内*の範囲は除外（資料1, 2） * 営巣木（代替巣含む）から半径2km以内*の範囲を原則除外（資料1, 2）, もしくは方法書以降の繁殖期2回以上を含む通年の調査において、巣立ち後幼鳥も含む高頻度利用域、主要な餌場・埒、あるいは営巣木と餌場・埒等の移動路を含む場所を除外</p>

(続く)

(白木委員)

[ 風力発電施設 ]

②	区分	環境 配慮 事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方
			収集すべき情報	情報の収集方法	（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
			<p>KBA⇒除外スベキ h) マリンIBA⇒除外スベキ i) レッドリスト掲載種（⇒営巣地や重要な生息地は除外スベキ） j) 指定希少野生動植物種（⇒営巣地や重要な生息地は除外スベキ） k) 海鳥コロニーの分布⇒除外スベキ m) 周辺（**km 以内）における既存または計画・建設中の風力発電施設</p>	<p>知見者や関係部局等からの聴取 a～i) EADAS 全国鳥類繁殖分布調査報告（2016-2022） l) 全国鳥類越冬分布調査報告（2016-2022） 海鳥コロニーデータベース <a href="https://www.sizenken.biodic.go.jp/seabirds/">https://www.sizenken.biodic.go.jp/seabirds/</a></p>	<p>例2) オジロワシ・オオワシ生息地（繁殖地以外の生息地（中継地、越冬地等）：風車の規格、施設の規模によらず（文献1～4） * 生息情報の得られた区域において、海岸から500m以内の範囲はできる限り除外（文献2, 3, 4）。それ以外の保全対策や、生息情報がセンシティブティマップ等におけるメッシュ情報等のみで生息場所が明確でない場合は、方法書以降の詳細な調査結果に基づき、採食場や埒、局所的な移動経路等およびその周辺への建設を避けること。</p> <p>@北海道では、タンチョウやチュウビ等の鳥類に対する対応の明記は必要と考える。コウモリに対する言及も必要と思われる。</p> <p>● 累積的影響⇒動物以外の項目についても必要と思われます。既に風車が乱立する北海道では必須とすべきことから、基準案として以下のような見解を求めることが望ましいと思います。 該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等であり、** km以内（要検討）に既存、計画中の風力発電施設がある場合は、その全容を示し、方法書以降において実施する累積的な影響の査定、評価に対する見解を示すこと。</p>

(続く)

(白木委員)

[ 風力発電施設 ]

(白木委員)

②	区分	環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
			収集すべき情報	情報の収集方法	
					<p>●事後調査（バードストライクについては文献5, 6）⇒法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではない。促進区として設定するのであれば、バードストライク以外も含めて不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考えます。そのため、基準案には以下のような基準を含めることが望ましいと思います。</p> <p>方法書以降において実施する影響評価において、鳥類への影響の程度に不確実性がある場合は、環境省の手引きや最新の文献の情報、有識者の助言をふまえ、適切な手法・期間を設定した上で事後調査を実施すること。事後調査において希少種の風車衝突事故や障壁効果等による悪影響が確認された場合は、専門家と共に原因を調査し、柔軟な運用や工夫や移設等も含めた確実な悪影響回避措置をとること。また、事後調査の結果については北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。</p>

[ 提案の背景 ]

オジロワシとオオワシを取り上げる必要性の理由

・オジロワシは日本で最も風車衝突事故が発生している国内希少種であり、そのほとんどが北海道内で発生している（文献1～4）。また、報告されている衝突件数は、事後調査不履行、スカベンジャーによる衝突死骸の持ち去りや消失等により、実際に発生している事故の一部に過ぎず、より多くの個体が事故死していることは明らか（文献5, 6）。

・法アセス義務化後も事故の発生は継続して発生あり（文献1～4）、現行の法アセスによる評価では衝突事故の回避は達成できていない。また、風車3基の施設で最も多くの事故が確認されていることや（文献3, 4）、あるは近年増大している小型風車での事故確認事例が増加していることから（文献1, 2）、風車衝突事故の発生は、施設の規模や風車の大きさにより回避できるものではない。むしろ、立地が重要である。

・オジロワシ繁殖地のほとんどは北海道にあり、渡り鳥のオオワシ、オジロワシも多くは北海道で越冬する。北海道の繁殖集団はほぼ閉鎖個体群であることがわかっており、後者は日露渡り鳥条約等における保護対象種となっていることから、両種に関しては、北海道による独自の保全策が非常に重要であり、衝突事故や生息妨害が発生するような区域を北海道が「促進区」として選定することは、避けなければならない。

以上のことから、北海道の自然的条件の特性のひとつとして、国際的な渡り鳥であり、国内希少野生動物種であり、水域生態系の頂点種であるオジロワシ、オオワシを取り上げることは適切であると考えます。その他の影響をうけやすい北海道ならではの希少種や重要種、越境的な渡り鳥、影響を受けやすい種についても、きめ細かな対応が望まれる。

### [ 適正な配慮のための考え方 ]

(白木委員)

- 「環境省種の保存法および国内希少野生動植物種に指定された鳥類およびレッドリスト絶滅危惧IB類、IA類のうち、北海道として保全の必要性が高い種および風車への脆弱性が認められる種への対応を各種の有識者に確認するなどして、明記すべき」と次のように審議のご提案
  - 例) オジロワシ（留鳥）繁殖地：風車の規格、施設の規模によらず
    - \* 営巣木（代替巣含む）から半径1km以内\*の範囲は除外
    - \* 営巣木（代替巣含む）から半径2km以内\*の範囲を原則除外、もしくは方法書以降の繁殖期2回以上を含む通年の調査において、巣立ち後幼鳥も含む高頻度利用域、主要な餌場・埒、あるいは営巣木と餌場・埒等の移動路を含む場所を除外
  - @北海道では、タンチョウやチュウヒ等の鳥類に対する対応の明記は必要と考える。コウモリに対する言及も必要と思われる。
- 「累積的影響」について、次のように記載・審議のご提案  
「該当区域が保全すべきレッドリスト掲載種の生息地や渡り経路等であり、\*\* km以内（要検討）に既存、計画中の風力発電施設がある場合は、その全容を示し、方法書以降において実施する累積的な影響の査定、評価に対する見解を示すこと。」

### [ 温対部会での審議結果 ]

潜在適地マップなどは、現在も研究中であり、研究結果や情報が更新されるとマップも更新される。また、マップを公表することで希少種の乱獲に繋がるおそれがあることから、将来的な課題として意見を附帯する。（41ページ参照）  
累積的影響についても、「北海道環境影響評価審議会でも長期にわたって検討しているが明文化できていないこと」などから意見を附帯した。（41ページ参照）

[ 適正な配慮のための考え方 ]

(白木委員)

- 「事後調査」について、次のように記載・審議のご提案  
法アセスでは実施も結果の公表も義務化されていないため、なかなか現状が明らかではない。  
促進区として設定するのであれば、バードストライク以外も含めて不確実性のある項目については事後調査を義務づけるべきと考え、以下のような基準案を提示。  
「方法書以降において実施する影響評価において、鳥類への影響の程度に不確実性がある場合は、環境省の手引きや最新の文献の情報、有識者の助言をふまえ、適切な手法・期間を設定した上で事後調査を実施すること。事後調査において希少種の風車衝突事故や障壁効果等による悪影響が確認された場合は、専門家と共に原因を調査し、柔軟な運用や工夫や移設等も含めた確実な悪影響回避措置をとること。また、事後調査の結果については北海道のほか、要請のあった場合には地域住民にも情報を開示すること。」

[ 温対部会での審議結果 ]

「促進区域の設定に関する北海道基準（答申案）」の「第3章 促進区域の設定等にあたっての留意事項」にモニタリング（事後調査）を行うことで順応的管理を検討することを追記した。

促進区域の設定に関する北海道基準を審議した際に、次のような意見が出された。

- ・ 保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップが作成されることが望ましい。
- ・ 希少種の営巣木から再生可能エネルギー施設を離隔する距離を検討する必要がある。
- ・ 複数の再生可能エネルギー施設による累積的影響の把握は明文化されていないものの、累積的影響を把握する手法が確立されることが望ましい。

このことを踏まえ、北海道としては、以下のことに十分な配慮をいただきたい。

- 保護増殖事業対象種のような希少種などの生息確率や潜在適地などを記したマップを主体的に作成することが望ましい。
- 希少種の生息域マップ、営巣木と再生可能エネルギー施設の離隔距離、累積的影響を把握する手法などが、今後、確立され公表された場合は、促進区域の設定や地域脱炭素化促進事業の計画にあたり適切な環境配慮が担保できるよう、基準を見直すことが望ましい。
- 人的・技術的リソースが限られる市町村が促進区域の設定を検討するにあたり、北海道が市町村を適切に支援することが望ましい。

## 特例事項及び適用除外について



## 26 「特例事項」「適用除外」(案)

配慮基準の中で、基準の一部を適用させない「特例事項」、基準の全てを適用せずに国の基準に準じる「適用除外」を定める施設の種類の種類、規模など(案)は、次のとおり。

No.	エネ種別	施設の種類の種類	特例事項	適用除外
1	再エネ発電施設	太陽光	(設定しない)	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
2		風力	〃	(設定しない)
3		中小水力	〃	〃
4		地熱	〃	〃
5		バイオマス	〃	〃
6	再エネ熱供給施設	太陽熱	〃	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
7		大気中の熱その他の自然界に存する熱	〃	建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの
8		地熱	〃	(設定しない)
9		バイオマス	〃	〃

### 【委員意見】

適用除外について、取りまとめ案では、規模如何にかかわらず、設置場所だけで全て適用除外となっている。**規模要件を入れるべき**。他の都道府県の基準でも、大多数が規模要件を設定している。

(児矢野委員)

### 【温対部会答申案】

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」でも施設の規模によらず、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するものはガイドラインの対象から除くと規定されていることから、規模要件は入れず、原案のままとする。